

受理官庁 I E	アイルランド知的所有権庁	附属書 C I E
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	アイルランド	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{1, 2, 3}	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ（EUR）	
送付手数料	EUR 76	
国際出願手数料	EUR 1, 233	
30枚を超える1枚ごとの手数料	EUR 14	
減額（手数料表第4項に基づく） ³ ：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	EUR 185	
電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約）	EUR 278	
調査手数料	附属書D（E P）参照	
優先権書類の手数料	認証済み写し EUR 3.00 に1頁につき EUR 0.60 を加えた額	
優先権回復請求手数料 （P C T規則26の2.3(d)）	受理官庁に問い合わせされたい	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、W I P O標準ST. 25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である（2009年5月14日付公示（P C T公報）79頁参照）。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2019年7月11日付公示（P C T公報）105頁以降参照。

I E	アイルランド知的所有権庁 (続き)	I E
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がアイルランドに居住している場合 要，出願人がアイルランドの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に備えている弁理士登録簿に登録されている者	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	していない	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	していない	